

## 意見書第4号

### 少人数学級の実施を求める意見書

コロナ禍の中で、子どもも学校も多くの不安と心配を抱えています。今、新型コロナウイルス感染症防止対策で、学校教育の現場でも身体的距離の確保が重要です。しかし、40人学級の教室では子どもたちの身体的距離がとれず、「密集状態」となっています。これを避けるためには少人数学級にする必要があります。学校は一人一人の子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切です。現場からは40人学級でなく少人数学級実現の要望が強く出されています。

令和2年7月3日には、全国知事会・全国市長会・全国町村会は連名で政府に「少人数

編成を可能とする教員の確保」を要望しています。

また、令和2年7月17日に閣議決定された来年度予算編成にあたっては、少人数学級に踏み出す予算措置を実現することが教育関係者の強い要望となっています。こうした状況を踏まえて、強く要請するものです。

1. 安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる少人数学級を速やかに実現するため、必要な措置を講ずること。

### 全員賛成で可決



## 意見書第5号

### 日本学術会議会員候補者の任命拒否をした6名を直ちに任命をすることを求める意見書

2020年10月1日、菅義偉内閣総理大臣は、日本学術会議が推薦した会員候補者105名のうち6名の任命拒否をした。このような行為は、日本学術会議法に違反し、学問の自由を保障した憲法23条にも違反するものである。学問は、真理を発見する営みであるから、学術的立場から時の政府に対して厳しい反対意見を表明することもあり得る。そのため、学問は、しばしば政府による弾圧にさらされてきた。わが国においても、滝川事件や、天皇機関説事件など、政府が学説を公定し、政府の意向に反する研究を弾圧した歴史的経験が

ある。日本国憲法は、

このような学問に対する苦しい弾圧の歴史等を反省し、人類文化の発展に不可欠な真理探求の自由を確保すること

の必要性に鑑みて、学問の自由を保障した。

これにより、個々の科学者は、政府の干渉を受けずに学問的研究活動や研究成果の発表をする自由を享受する。

日本学術会議は、学問の担い手である科学者が分野横断的に学術研究の成果を持ち寄って学術的議論をし、集約された成果を政府とは

独立した立場から政府や社会に還元する組織であり、日本の学術にとって大学と同等の重要性を有する。

今回の任命拒否について、政府は、日本学術会議による推薦者の中から、「総合的・俯瞰

者である内閣総理大臣

が法に基づいて任命を行ったとして、任命には政府の裁量があると主張する。

しかし、日本学術会議は、憲法23条による学問の自由が保障される自律的組織であるから、特に強く保護されるべき人事について、

政府が実質的に介入することは到底許されない。政府の主張は、学問の自由を保障した憲法23条に違反し、法7

条2項の解釈を誤ったものである。よって、任命拒否が更なる学問の自由の侵害へとつながり、日本社会の健全な発展が阻害されることを危惧し、下記事項について強く要望します。

1. 任命拒否をした候補者を直ちに任命すること。

今回の任命拒否について、政府の見解

## 賛成討論

国会審議等で、菅首相は6名の任命拒否の理由を具体的に示すことなく、「総合的・俯瞰的な活動を確保する観点から判断」、「バランヌや多様性を考慮」などと抽象的なもの言いを繰り返し、「事前の調整がなかった」と日本学術会議への責任転嫁まで行いました。

日本学術会議の自律性、独立性を保つことは、多様な角度から真理を追究する学術研究を発展させ、社会全体が科学の成果を享受するために欠かせません。

今回の会員人事への介入は、政府による自由な学術研究の統制と異論を排除する社会をつくり出し、政府見解への忖度を国民にせま

り、物言えぬ風潮を強めることになる暴挙といわざるをえません。

### 賛成少数で否決